

全国原発裁判の現状と 老朽原発裁判の展望を語る

講師：中野宏典弁護士

2019年

11月23日(土)

13:30 (13:00開場) ~16:00

名古屋市教育館3階第4・第5研修室



※栄から移転しました。お間違えの無いようお越しください。

老朽原発40年廃炉訴訟も3年が過ぎ、これまで様々な主張を展開してきました。その中でも火山灰想定のお小評価については、中野弁護士らが強く主張しており、規制委員会もお小評価を認めて基準不適合と判断するに至っています。

全国の原発裁判で弁護団に加わっておられる中野弁護士から、火山問題や司法の判断枠組みについてなどお聞きし、原発裁判の現状と老朽原発裁判の展望について考えたいと思います。皆様とのディスカッションの時も持ちたいと思っておりますので、どうぞお誘いあわせの上ご参加ください。

●1978年山梨県生まれ。

●主な活動…

大間原発建設等差止訴訟(住民)弁護団、大間原発設置許可処分無効確認等訴訟(函館市)弁護団、川内原発再稼働差止仮処分弁護団、高浜・美浜老朽原発運転延長認可等取消訴訟弁護団、伊方原発再稼働差止仮処分弁護団、六ヶ所再処理施設事業者指定処分取消訴訟弁護団、安保関連法違憲訴訟(甲府地裁)弁護団、等を担当。

歌う弁護士、「TOOLD40」ロゴ発案者でもあります!



老朽原発40年廃炉訴訟とは…

名古屋地裁において、運転開始から40年を超える老朽原発(関西電力の高浜原発1、2号機、美浜原発3号機)の運転延長認可取り消し訴訟をしています。本訴訟の目的は、原子力規制委員会の審査の違法性を明らかにし、老朽原発を廃炉にすることです。原子力規制委員会が福島原発事故の反省を踏まえることなく、規制機関としての責任を果たしていないことを正面から問うものであり、老朽原発としては全国でも初めての裁判です。

主催：老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

TEL：080-9495-9414

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18-22

三博ビル5F名古屋第一法律事務所内

E-mail：toold40citizens@gmail.com

HP：http://toold-40-takahama.com/people/

Instagram：https://www.instagram.com/toold40nagoya/



名古屋教育館 名古屋市中区泉一丁目1番4号

<最寄駅>地下鉄：桜通線「久屋大通」下車 1A番出口徒歩8分

名城線「市役所」下車 3番出口徒歩9分

市バス：「市政資料館南」下車 すぐ

名鉄瀬戸線：「東大手」下車 徒歩10分